

その他

提案・意見

障害者雇用促進法 （回答:4月21日時点）

1976 国や自治体、民間企業に一定割合以上の障害者雇用を義務付ける障害者雇用促進法（間違っていたらお許し下さい）

質問1) 法律であるが障害者が元気に働く場所が無い企業や役所では無理があり、地方の自治体として伊勢市では受けがたいのではありませんか。

質問2) 伊勢市は法定雇用率2.2%に届いていますか。

質問3) どの分野で活躍していますか。

回答

質問1) 伊勢市においては、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づき、障がいのある人を対象とした職員採用選考を行っており、それぞれ障がいの特性に合わせ、遂行可能な業務に従事しております。

質問2) 伊勢市における実雇用率は2.68%となっており、法定雇用率を達成しております。

質問3) 来庁者への対応又は内部事務などの一般事務や、労務職場など、幅広い分野で職務に従事しております。

担当課

職員課 （2021年4月回答） [4/19~4/23]

その他

提案・意見

市の外国語対応職員 （回答:4月21日時点）

伊勢市1階の受付で外国人を見掛けます。
質問1) 伊勢市に外国語が話せる通訳はいますか。
質問2) 何語に対応できるのでしょうか。
質問3) 通訳人は正規職員でしょうか。

回答

質問1) 職員の中には、外国語が話せる者もいることから、通訳が必要な場合は、随時対応させていただいております。
質問2) 英語、中国語、ポルトガル語に対応しております。
質問3) 基本的には正規職員ですが、非正規職員が対応させていただく場合もあります。

担当課

職員課 （2021年4月回答）〔4/19～4/23〕

防災

提案・意見

マンホールトイレの設置について（回答:4月23日時点）

マンホールトイレの設置について質問「②津波浸水想定区域内にマンホールトイレを今後も設置すると在りますが、浸水区域内でマンホールトイレは機能しますか（トイレ貯水池内への浸水によるオーバーフローや、浸水時にトイレが使えますか）」させて頂きましたが、回答が、

「南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合は、断水等により避難所のトイレが使用できなくなることが想定されるため、令和元年度より災害用トイレ（マンホールトイレ等）の整備に着手しております。ご指摘のとおり、マンホールトイレは避難所のグラウンドや駐車場へ設置するため、津波で浸水してしまいますと使用できなくなることから、津波の浸水区域外の避難生活施設（小中学校等の公共施設）に整備を行っております。なお、津波による浸水被害が想定される避難所については、マンホールトイレが整備できないため、既存のトイレブースを利用した処理剤（凝固剤）等によるトイレ対策を行ってまいります。」【回答：危機管理部 防災施設整備課】

この中で「津波の浸水区域外の避難生活施設（小中学校等の公共施設）に整備を行っております。」とありますが、当該マンホールトイレ設置個所が、洪水浸水地区や内水浸水区域にあります。確かに津波浸水被害地区外ではありますが、同様に浸水する箇所への設置であり説明が不適切です。どのような整理をしているのかご回答ください。

回答

マンホールトイレについては、最も大きな被害が想定されております南海トラフ地震への対策を基本として、津波浸水区域外の避難生活施設へ整備を行っております。

ご指摘のとおり、マンホールトイレを整備する一部の避難生活施設は、洪水や内水の浸水が想定される区域となりますが、『マンホール蓋から雨水がマンホールトイレ内へ流入することはない』こと、また『マンホールトイレ上の敷地が浸水した場合でも浸水が解消されれば使用が可能』であることから、洪水等で浸水する避難所へも整備を実施しております。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

担当課

防災施設整備課

（2021年4月回答）〔4/19～4/23〕